

資料 1

令和4年三重県議会定例会提出予定議案概要(追加提案・その7)

区 分	件 名	概 要														
		<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>予 算</td><td>2 件</td> </tr> <tr> <td>条 例 案</td><td>16 件</td> </tr> <tr> <td>そ の 他 議 案</td><td>4 件</td> </tr> <tr> <td>認 定</td><td>件</td> </tr> <tr> <td>報 告</td><td>10 件</td> </tr> <tr> <td>提 出</td><td>1 件</td> </tr> <tr> <td>計</td><td>33 件</td> </tr> </table> 議案 22件	予 算	2 件	条 例 案	16 件	そ の 他 議 案	4 件	認 定	件	報 告	10 件	提 出	1 件	計	33 件
予 算	2 件															
条 例 案	16 件															
そ の 他 議 案	4 件															
認 定	件															
報 告	10 件															
提 出	1 件															
計	33 件															
◎予算 (2件)	総務部 【議案第 80 号】令和4年度三重県一般会計補正予算(第1号) (国の「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」に対応して、食費をはじめとした物価高騰等に直面するひとり親世帯の支援を実施するための補正予算。約1億円)															
総務部	【議案第 81 号】令和4年度三重県一般会計補正予算(第2号) (国の「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」に対応して、原油価格の高騰の影響を受ける県内中小企業や農業者等を対象に緊急支援を実施するとともに、三重県地域経済復活応援支援金等の需要増に対応するなど、必要な措置を講じるための補正予算。約52億円)															
◎条例案 (16件)	総務部 【議案第 82 号】 職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例案 【議案第 83 号】 職員の高齢者部分休業に関する条例案	<p>地方公務員法の一部改正等に鑑み、定年引上げ後の関係条例の規定を整備するものである。 (令和5年4月1日から施行)</p> <p>(主な内容)</p> <p>(1) 次に掲げる条例において、再任用職員の規定を削り、定年前再任用短時間勤務職員の規定を加える等の整備を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 外国の方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例 ② 職員の育児休業等に関する条例 ③ 職員の勤務時間、休暇等に関する条例 ④ 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例 ⑤ 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例 ⑥ 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 ⑦ 職員の配偶者同行休業に関する条例 (2) 職員の再任用に関する条例を廃止する。 <p>地方公務員法第26条の3第1項の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものである。 (令和5年4月1日(一部公布の日)から施行)</p> <p>(制定内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 趣旨、高齢者部分休業の承認等、給与の減額、退職手当の取扱い等について規定する。 														

区分	件名	概要
地域連携部	<p>【議案第 84 号】 三重県議会議員及び三重県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>公職選挙法施行令の一部改正に鑑み、選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及びポスターの作成に係る公費負担限度額に関する規定を整備するものである。</p> <p>(公布の日から施行)</p> <p>(改正内容)</p> <p>(1) 選挙運動用自動車の使用に係る公費負担限度額を引き上げる。 (2) 選挙運動用ビラの作成に係る公費負担限度額を引き上げる。 (3) 選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担限度額を引き上げる。</p>
総務部	<p>【議案第 85 号】 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>地方公務員法の一部改正等に鑑み、定年引上げ後における60歳を超える職員の給与に関する特例を設ける等の措置を講ずるものである。</p> <p>(令和5年4月1日から施行)</p> <p>(改正内容)</p> <p>(1) 60歳を超える職員の給料月額は、当分の間、60歳前の7割水準とする。 (2) その他規定を整備する。</p>
総務部	<p>【議案第 86 号】 三重県職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例案</p>	<p>地方公務員法の一部改正等に鑑み、定年引上げ後における60歳を超える職員の退職手当に関する特例を設ける等の措置を講ずるものである。</p> <p>(令和5年4月1日(一部公布の日)、令和4年7月1日及び同年10月1日)から施行)</p> <p>(改正内容)</p> <p>(1) 60歳に達した日以後定年前に退職する職員の退職手当は、当分の間、定年退職と同様に算定する。 (2) その他規定を整備する。</p>
総務部	<p>【議案第 87 号】 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>地方公務員法の一部改正等に鑑み、定年制度、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制に係る規定等を整備するものである。</p> <p>(令和5年4月1日(一部公布の日)から施行)</p> <p>(改正内容)</p> <p>(1) 職員の定年を、段階的に引き上げて年齢65年(現行60年)に改める。 (2) 管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職、管理監督職勤務上限年齢(年齢60年)等を定める。 (3) 定年前再任用短時間勤務職員への任用の対象となる年齢(年齢60年)等を定める。 (4) その他規定を整備する。</p>
環境生活部	<p>【議案第 88 号】 三重県環境保全基金条例の一部を改正する条例案</p>	<p>循環型社会の構築に向け、有用な廃棄物の循環的な利用の促進を図るため、設置の規定等を整備するものである。</p> <p>(令和5年4月1日から施行)</p> <p>(改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地球温暖化対策に資する資源循環を促進するため、設置並びに運用益金の処理及び使途の規定を整備する。

区分	件名	概要
国土整備部 教育委員会	【議案第 89 号】 三重県手数料条例の一部を改正する条例案	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正等に鑑み、手数料についての規定を整備するものである。</p> <p>(公布の日、令和4年7月1日及び同年10月1日から施行) (改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 建築基準法の一部改正に伴い、手数料についての規定を整理する。 (2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正等に鑑み、建築行為を伴わない既存住宅の認定申請手数料を新設する。 (3) 教育職員免許法の一部改正に伴い、手数料についての規定を整理する。
総務部	【議案第 90 号】 三重県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例案	<p>循環型社会の構築に向け、有用な廃棄物の循環的な利用の促進を図るため、課税標準の規定等を整備するものである。</p> <p>(令和5年4月1日(一部同年1月1日)から施行) (改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 課税標準に係る中間処理施設に「メタン発酵施設」及び「炭化施設」を加え、これに係る処理係数を定める。 (2) 課税標準の特例が受けられる施設に、規則で定める「エネルギーを回収する施設」を加える。 (3) 地球温暖化対策に資する資源循環を促進するため、課税の根拠及び産業廃棄物税の使途の規定を整備する。
総務部	【議案第 91 号】 三重県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例等の一部を改正する条例案	<p>地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部改正等に鑑み、県税の特例措置についての規定を整備するものである。</p> <p>(公布の日から施行) (改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 三重県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ① 地方活力向上地域において施設又は設備を新設し、又は増設した者に対して行う事業税、不動産取得税及び県固定資産税の特例措置について、対象となる整備計画の認定の期限を、令和6年3月31日まで2年延長する。また、整備計画の認定から供用開始するまでの期間を2年から3年に延長する。 ② 租税特別措置法の一部改正等に伴い、規定を整理する。 (2) 次に掲げる条例において、租税特別措置法の一部改正等に伴い、規定を整理する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 三重県半島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例 ② 三重県過疎地域における県税の特例措置に関する条例 ③ 三重県離島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例
子ども・福祉部	【議案第 92 号】 三重県身体障害者総合福祉センター条例の一部を改正する条例案	<p>三重県身体障害者総合福祉センターの運動施設において新たに冷暖房設備を利用に供することとするため、規定を整備するものである。</p> <p>(令和4年7月1日から施行) (改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 体育館の冷暖房設備の利用料金の上限を、一時間につき2,500円に定める。

区分	件名	概要
教育委員会	【議案第 93 号】 三重県教育職員特別免許状授与審査委員の設置に関する条例の一部を改正する条例案	教育職員免許法の一部改正に伴い、規定を整理するものである。 (令和4年7月1日から施行)
教育委員会	【議案第 94 号】 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案	地方公務員法の一部改正等に鑑み、定年引上げ後における60歳を超える公立学校職員の給与に関する特例を設ける等の措置を講ずるものである。 (令和5年4月1日から施行) (改正内容) (1) 60歳を超える公立学校職員の給料月額は、当分の間、60歳前の7割水準とする。 (2) その他規定を整備する。
教育委員会	【議案第 95 号】 公立学校職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例案	地方公務員法の一部改正等に鑑み、定年引上げ後における60歳を超える公立学校職員の退職手当に関する特例を設ける等の措置を講ずるものである。 (令和5年4月1日(一部公布の日、令和4年7月1日及び同年10月1日)から施行) (改正内容) (1) 60歳に達した日以後定年前に退職する公立学校職員の退職手当は、当分の間、定年退職と同様に算定する。 (2) その他規定を整備する。
企業庁	【議案第 96 号】 企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案	地方公務員法の一部改正等に鑑み、趣旨についての規定等を整備するものである。 (令和5年4月1日(一部令和4年7月1日)から施行) (改正内容) (1) 再任用職員の規定を削り、定年前再任用短時間勤務職員の規定を加える。 (2) 高齢者部分休業による給与の減額を規定する。 (3) その他規定を整備する。
病院事業庁	【議案第 97 号】 病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案	地方公務員法の一部改正等に鑑み、趣旨についての規定等を整備するものである。 (令和5年4月1日から施行) (改正内容) (1) 再任用職員の規定を削り、定年前再任用短時間勤務職員の規定を加える。 (2) 高齢者部分休業による給与の減額を規定する。 (3) その他規定を整備する。

区分	件名	概要
◎その他議案 (4件) 農林水産部	【議案第 98 号】 国営宮川用水土地改良事業に係る償還に対する市町の負担について	平成28年度から農林水産省が行った国営宮川用水土地改良事業の負担金の償還に要する経費に充てるため、土地改良法第90条第9項の規定により、市町の負担金を徴収するものである。
教育委員会	【議案第 99 号】 工事請負契約について	<p>三重県立水産高等学校実習船建造工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 契約金額 2,717,000,000円 ○ 契約方法 一般競争入札 ○ 請負者住所氏名 宮城県気仙沼市朝日町7番地5 株式会社みらい造船 代表取締役 木戸浦 健歎 ○ 工事の概要 全長 約62.00m 総トン数 約570トン 乗船人数 最大69名

区分	件名	概要										
県土整備部	<p>【議案第 100 号】 工事請負契約の変更について</p>	<p>主要地方道四日市鈴鹿環状線(花ノ木橋(仮称))道路改良 (橋梁上部工)工事</p> <table> <tr> <td>○ 場所</td> <td>四日市市采女町地内</td> </tr> <tr> <td>○ 契約金額</td> <td>変更前 853,710,000円 変更後 839,479,300円</td> </tr> <tr> <td>○ 契約方法</td> <td>随意契約</td> </tr> <tr> <td>○ 請負者住所氏名</td> <td>松阪市大津町1607番地の1 宇野重工株式会社 代表取締役 宇野 雄介</td> </tr> <tr> <td>○ 工事の概要</td> <td>橋梁上部工(鋼3径間連続非合成箱桁橋) L=139. 5m</td> </tr> </table>	○ 場所	四日市市采女町地内	○ 契約金額	変更前 853,710,000円 変更後 839,479,300円	○ 契約方法	随意契約	○ 請負者住所氏名	松阪市大津町1607番地の1 宇野重工株式会社 代表取締役 宇野 雄介	○ 工事の概要	橋梁上部工(鋼3径間連続非合成箱桁橋) L=139. 5m
○ 場所	四日市市采女町地内											
○ 契約金額	変更前 853,710,000円 変更後 839,479,300円											
○ 契約方法	随意契約											
○ 請負者住所氏名	松阪市大津町1607番地の1 宇野重工株式会社 代表取締役 宇野 雄介											
○ 工事の概要	橋梁上部工(鋼3径間連続非合成箱桁橋) L=139. 5m											

区分	件名	概要
地域連携部	【議案第 101 号】 財産の処分について	<p>木曽岬新輪工業団地の処分(売払い)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 所在地 桑名郡木曽岬町新輪一丁目3番12 ○ 種目及び数量 土地 30,931平方メートル ○ 金額 636,250,670円 ○ 相手方住所氏名 愛知県名古屋市港区入船二丁目4番6号 名港海運株式会社 代表取締役 高橋 広
◎報告 (10件) 子ども・福祉部	【報告第 6 号】 専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償について)	<p>令和3年12月15日四日市市あかつき台地内の市道において発生した北勢児童相談所に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。</p> <p>損害賠償額 288,636円</p>
環境生活部	専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償について)	<p>令和3年12月3日いなべ市北勢町地内の市道において発生した桑名地域防災総合事務所(環境室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。</p> <p>損害賠償額 145,748円</p>

区分	件名	概要
地域連携部	専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償について)	令和3年12月23日津市一身田上津部田地内の市道上津部田第1号線において発生した運営調整課に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 17,514円
県土整備部	専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償について)	令和3年7月8日松阪市松ヶ島町地内の駐車場において発生した営繕課に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 425,898円
	専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償について)	令和3年11月26日桑名市多度町地内において発生した桑名建設事務所(事業推進室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 77,000円

区分	件名	概要
警察本部	専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償について)	令和3年11月10日津市安濃町地内の伊勢自動車道において発生した松阪警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 792,000円
	専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償について)	令和3年11月11日桑名市大福地内の市道において発生した桑名警察署に係る自動二輪車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 21,037円
	専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償について)	令和3年12月3日四日市市南浜田町地内の市道において発生した四日市南警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 35,000円

区分	件名	概要
警察本部 つづき	専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償について)	令和3年12月20日四日市市生桑町地内の市道において発生した四日市北警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 85,800円
県土整備部	専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償について)	令和3年12月24日津市羽所町地内の駐車場において発生した警務部会計課に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した 損害賠償額 136,015円
	【報告第 7 号】 専決処分の報告について (県管理道路における県の管理瑕疵による損害賠償について)	令和3年12月21日亀山市和田町地内の県道亀山鈴鹿線において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 158,620円

区分	件名	概要
県土整備部	【報告第8号】 議会の議決すべき事件以外の契約等について	<p>地方公営企業の業務に関する予定価格5億円以上の工事又は製造の請負の契約</p> <p>【契約名称】 北勢沿岸流域下水道(南部処理区)南部浄化センター第2期事業運転操作設備工事</p> <p>【履行場所】 四日市市楠町北五味塚 地先</p> <p>【契約金額】 1,010,746,000円</p> <p>【契約方法】 一般競争入札</p> <p>【契約の相手方の住所及び氏名】 伊勢市竹ヶ鼻町100番地 シンフォニアテクノロジー株式会社 伊勢製作所三重営業所 所長 鍋島 健二</p> <p>【契約締結の年月日】 令和4年2月22日</p> <p>【契約期間】 令和4年2月22日から 令和6年9月18日まで</p>

区分	件名	概要
国土整備部 つづき	議会の議決すべき事件以外の契約等について	<p>地方公営企業の業務に関する予定価格5億円以上の工事又は製造の請負の契約</p> <p>【契約名称】 中勢沿岸流域下水道(松阪処理区)松阪浄化センター2系2池水処理施設機械設備工事</p> <p>【履行場所】 松阪市高須町 地内</p> <p>【契約金額】 478,115,000円</p> <p>【契約方法】 一般競争入札</p> <p>【契約の相手方の住所及び氏名】 名古屋市中村区名駅三丁目22番8号 (大東海ビル三階) 株式会社クボタ 中部支社 支社長 桢田 多人</p> <p>【契約締結の年月日】 令和4年3月16日</p> <p>【契約期間】 令和4年3月16日から 令和5年10月6日まで</p>

区分	件名	概要
国土整備部 つづき	議会の議決すべき事件以外の契約等について	<p>地方公営企業の業務に関する予定価格5億円以上の工事又は製造の請負の契約</p> <p>【契約名称】 宮川流域下水道(宮川処理区)明和幹線(第7工区)管渠工事</p> <p>【履行場所】 多気郡明和町大字上野～ 多気郡明和町大字斎宮 地内</p> <p>【契約金額】 997,623,000円</p> <p>【契約方法】 一般競争入札</p> <p>【契約の相手方の住所及び氏名】 松阪市高町450番地1 丸亀・田村特定建設工事共同企業体 代表者 丸亀産業株式会社 代表取締役 竹上 景太</p> <p>【契約締結の年月日】 令和4年3月30日</p> <p>【契約期間】 令和4年3月30日から 令和6年5月2日まで</p>
企業庁	議会の議決すべき事件以外の契約等について	<p>地方公営企業の業務に関する予定価格5億円以上の工事又は製造の請負の契約の変更</p> <p>【契約名称】 RDF焼却・発電施設撤去工事</p> <p>【履行場所】 桑名市多度町力尾地内</p> <p>【契約金額】 変更前 1,609,520,000円 変更後 1,780,306,000円</p> <p>【契約方法】 隨意契約</p> <p>【契約の相手方の住所及び氏名】 津市北丸之内12番 安藤・間・日本土建・ナガシマ特定建設工事 共同企業体 代表者 株式会社安藤・間 三重営業所 所長 横山 英樹</p> <p>【変更契約締結の年月日】 令和4年3月18日</p> <p>【契約期間】 令和3年1月28日から 令和5年3月24日まで</p>

区分	件名	概要
総務部	<p>【報告第 9 号】 令和3年度三重県一般会計 繰越明許費繰越計算書</p>	地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づくもの。
総務部	<p>【報告第 10 号】 令和3年度三重県一般会計 事故繰越し繰越計算書</p>	地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づくもの。

<参考>

○事故繰越し内容・理由
 ①治山事業費(農林水産部)

令和2年度災害関連緊急地すべり防止事業(南牟婁郡紀宝町)において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により一部の資材調達に想定外の期間を要し、年度内に事業を完了することができなくなったため。

区分	件名	概要
農林水産部	<p>【報告第 11 号】 令和3年度三重県地方卸売 市場事業特別会計事故繰越し 繰越計算書</p> <p style="text-align: center;"><参考></p> <p>○事故繰越し内容・理由 市場施設維持管理費 令和2年度市場設備更新工事において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により一部の資材調達に想定外の期間を要し、年度内に事業を完了することができなくなったため。</p>	地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づくもの。
県土整備部	<p>【報告第 12 号】 令和3年度三重県流域下水 道事業会計予算繰越計算書</p>	地方公営企業法第26条第3項の規定に基づくもの。

区 分	件 名	概 要
企業庁	【報告第 13 号】 令和3年度三重県水道事業 会計予算繰越計算書	地方公営企業法第26条第3項の規定に基づくもの。

区 分	件 名	概 要
企業庁	【報告第 14 号】 令和3年度三重県工業用水道事業会計予算繰越計算書	地方公営企業法第26条第3項の規定に基づくもの。
病院事業庁	【報告第 15 号】 令和3年度三重県病院事業会計予算繰越計算書	地方公営企業法第26条第3項の規定に基づくもの。

区 分	件 名	概 要
◎提出 (1件)	県の出資等に係る法人の経営状況に関する説明書 <参考> ○法人名 三重県土地開発公社、(公財)三重県下水道公社、(公財)三重県動物管理事務所、 (公財)三重県文化振興事業団、(公財)三重県国際交流財団、 (公財)三重県農林水産支援センター、(公社)みえ林業総合支援機構、 (公財)三重県水産振興事業団、(公財)暴力追放三重県民センター	地方自治法第243条の3第2項及び同法施行令第173条の2の規定により、三重県土地開発公社など9法人の経営状況を説明する書類を提出するものである。

資料2

令和4年 定例会日程

月	日	曜	日 程	備 考
5月	27日	金	休 会	
	28日	土		議会運営委員会
	29日	日		
	30日	月	休 会	
	31日	火	休 会 花や木で健やかな三重をつくる条例策定調査特別委員会 (年間活動計画策定)	
6月	1日	水	休 会	
	2日	木	休 会	
	3日	金	本会議 議案上程(6月定例月会議)	全員協議会 議案聴取会 議会運営委員会
	4日	土		
	5日	日		
	6日	月	休 会	
	7日	火	休 会	
	8日	水	本会議 議案質疑 医療保健子ども福祉病院分科会 総務地域連携デジタル社会推進分科会	議会運営委員会
	9日	木	休 会	
	10日	金	本会議 一般質問 予算決算常任委員会	
	11日	土	休 会	
	12日	日	休 会	
	13日	月	休 会	
	14日	火	本会議 一般質問	議会運営委員会
	15日	水	休 会	
	16日	木	本会議 一般質問 採決	
	17日	金	休 会 (予算決算常任委員会総括質疑)	
	18日	土		
	19日	日		
	20日	月	委員会 付託議案審査[戦略企画雇用経済、環境生活農林水産、医療保健子ども福祉病院の各常任委員会・分科会]	
	21日	火	委員会 付託議案審査[総務地域連携デジタル社会推進、防災県土整備企業、教育警察の各常任委員会・分科会]	
	22日	水	委員会 付託議案審査[戦略企画雇用経済、環境生活農林水産、医療保健子ども福祉病院の各常任委員会・分科会]	
	23日	木	委員会 付託議案審査[総務地域連携デジタル社会推進、防災県土整備企業、教育警察の各常任委員会・分科会]	
	24日	金	委員会 (常任委員会予備日)	
	25日	土		
	26日	日		
	27日	月	委員会 (委員会等予備日)	
	28日	火	委員会 予算決算常任委員会(採決)	
	29日	水	休 会	代表者会議 議会運営委員会
	30日	木	本会議 採決(6月定例月会議)	

※ 請願陳情の受理

・6月3日(金) 午後5時

※文書による質問ができる期間

・3月25日(水)～6月2日(木)

資料3

令和4年定例会 6月定例月会議
議案聴取会日程(案)

- 1 開催年月日 令和4年6月3日(金)
全員協議会終了後
2 場 所 全員協議会室
3 聽 取 順

所管名	議案	報告	提出
総務部	○	○	
デジタル社会推進局		○	
防災対策部		○	
警察本部		○	○
病院事業庁	○	○	
企業庁	○	○	
医療保健部	○	○	○
子ども・福祉部	○	○	
環境生活部	○	○	○
地域連携部	○	○	
農林水産部	○	○	○
雇用経済部	○	○	
県土整備部	○	○	○
教育委員会	○	○	

質問者一覧表(案)

令和4年定例会(6月定例月会議)

月 日(曜)	質問区分	順序・氏名(会派)		
6月10日(金)	一般質問 (草莽)	1	2	3
		議員 (公明党)	議員 (新政みえ)	議員 (自由民主党)
6月14日(火)	一般質問 (新政みえ)	1	2	3
		議員 (自由民主党)	議員 (新政みえ)	議員 (自由民主党)
6月16日(木)	一般質問 (新政みえ)	1	2	3
		議員 (自由民主党)	議員 (新政みえ)	議員 (自由民主党)

(参考)

・一般質問時間(答弁を含む。)は、一人60分程度

・関連質問
新政みえ 7回
日本共産党 1回
自由民主党 6回
草莽 2回
公明党 1回
草莽 2回
公明党 1回

資料 5

請願の処理経過及び結果の報告

○ 令和 3 年 2 月定例月会議で採択された請願

- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大下における看護職への施策強化および新人看護職員研修への支援を求めるについて
- ・ 日本の伝統文化の保存のため「精麻」の維持継承について

資料 6

意見書・決議案の提出期限

委員会提出

委員会開催当日

議員発議

6月23日（木）午後5時まで

6月3日の議事予定

開 議 諸報告

- ・議案等の配付について
- ・県の出資等に係る法人の経営状況に関する説明書の配付について
- ・三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例に基づく予算に関する補助金等に係る資料の配付について
- ・例月出納検査報告書並びに請願・陳情処理経過一覧表の配付について

日程第1 議案第80号から議案第101号まで [提案説明]

休会の件 散 会

全員協議会
議案聴取会
議会運営委員会
予算決算常任委員会拡大理事会
広聴広報会議

◎オンラインを活用した会議の開催について（令和4年5月12日 代表者会議資料）

（目的）

オンラインを活用した会議を開催する準備を整えて、臨機に正確な議事運営ができるよう、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延を防止するため必要となるノウハウの蓄積に向けて、あらかじめオンラインを活用した会議を開催する。

（対象とする会議）

- ①緊急事態発生時に開催が見込まれる「災害対策会議」と構成員が同様の代表者会議。
- ②緊急事態発生時において必要となる議事運営に関する協議を行う議会運営委員会。)

（代表者会議規程）※関係部分抜粋

（出席の特例）

第8条の2 議長は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延を防止するため必要があると認めるとき又は大規模な災害その他の緊急事態が発生した場合において、代表者会議を招集する場所に参集することが困難な代表者、第6条に規定する代理者、議会運営委員長、議会運営副委員長若しくは前条に規定する構成員以外の者（以下この条において「代表者等」と総称する。）があると認めるときは、映像又は音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、当該代表者等を代表者会議を招集する場所以外の場所から代表者会議に参加させることができる。

- 2 代表者等が前項に規定する方法により代表者会議に参加しようとするときは、議長の許可を得なければならない。
- 3 第1項に規定する方法により代表者会議に参加した代表者等については、代表者会議に出席したものとみなして、この規程の規定を適用する。

（委員会条例）※関係部分抜粋

（出席の特例）

第14条の2 委員長は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延を防止するため必要があると認めるとき又は大規模な災害その他の緊急事態が発生した場合において、委員会を招集する場所に参集することが困難な委員があると認めるときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、当該委員を委員会を招集する場所以外の場所から委員会に参加させることができる。

- 2 委員が前項に規定する方法により委員会に参加しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。
- 3 第1項に規定する方法により委員会に参加した委員については、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。

（オンライン会議の開催案）

各議員に配付されたiPad等を利用して、オンラインを活用した会議を行う。

提案（5/12 代表者会議）：オンライン会議を開催する目的等について説明。

第1回（5/23 代表者会議）：正副議長及び事務局以外の構成員、議運委員長は、議会運営委員会室と各会派控室に分かれて参加する。

第2回（6/29 代表者会議（議運））：第1回の結果を踏まえて、議事堂内の各会派控室等から参加する。（※議会運営委員会でもオンライン開催が可能な場合は実施する。）

第3回（9/2 代表者会議）：前2回の結果を踏まえて、議事堂内の各会派控室等から参加する。

第4回（9/8 議会運営委員会）：議運の正副委員長及び事務局以外の委員で、インターネット中継のある9月定例月会議の1週間前議運を議事堂内の各会派控室等から参加する。

以降、ノウハウを蓄積するまでの当面の間、代表者会議（及び議会運営委員会）において、議事に影響が生じない範囲でオンラインを活用した会議を随時開催する。

委員会におけるオンラインによる参考人(事実上の参考人)招致に係る
議会運営委員会の申合せ事項 新旧対照表(案)

改 正 後	改 正 前
1 (略)	1 (略)
2 オンラインによる参考人招致を行うこと ができる場合 <u>委員会は、必要があると認める場合は、オ ンラインによる参考人招致を行うことができる るものとする。</u>	2 オンラインによる参考人招致を行うこと ができる場合 <u>オンラインによる参考人招致を行うことが できる場合は、委員長が、新型コロナウイル ス感染症その他重大な感染症のまん延を防止 するため必要があると認めるとき又は大規模 な災害その他の緊急事態が発生した場合にお いて、委員会を招集する場所に参考人が出頭 することが困難であると認めるときとする。</u>
3～6 (略)	3～6 (略)

委員会におけるオンラインによる参考人(事実上の参考人)招致に係る

議会運営委員会の申合せ事項

(令和4年3月23日 議会運営委員会決定)
(令和4年●月●日 議会運営委員会改正)

1 趣旨

この申合せは、委員会におけるオンラインによる参考人(事実上の参考人)招致について、必要な事項を定めるものとする。

2 オンラインによる参考人招致を行うことができる場合

委員会は、必要があると認める場合は、オンラインによる参考人招致を行うことができるものとする。

3 会議の公開

委員会における事実上の参考人招致は、原則として公開とする。

4 記録

聴取の概要、出席委員の氏名、事実上の参考人の氏名等、必要な事項を記載した記録を作成する。また、同日に委員会を開催する場合は、当該委員会の会議録に、事実上の参考人招致に関する記録を含めて作成する。

5 招致に係る通知

委員会が、オンラインによる参考人招致を求めるには、議長を経るものとし、議長は、事実上の参考人に日時、意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知するものとする。

6 インターネットの実況中継・録画配信

原則として、ホームページで配信する。

* 参考

・委員の費用弁償（旅費）

委員会と同時に開催される場合は、委員会についての費用弁償として支給される。

・参考人への謝金

専門的知識及び経験を有する者に対し謝金を支払うものとする。

令和4年年間議事予定

日	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
1 土 (元日)	火	水	火	金	木	水	金	木	木	火	戦羅防県・教警 分科会(決算)	木 一般質問
2 日	水	木 代表者会議	水 一般質問	土	木	火	水	木 代表者会議	土	水	戦羅防県・教警 分科会(決算)	金 一般質問
3 月	木	木 代表者会議	木 一般質問	火 (憲法記念日)	金 全協(ビジョン等)	木	水	木	木	木 (文化の日)	月 (予決総括質疑)	土 -
4 火	金	火	木 一般質問	月	水 (みどりの日)	土	月	木	木	火 (委員会等予備日)	金 (委員会等予備日)	日
5 水	土	火	木	木 (こどもの日)	日	火	金	木	木	火	戦羅防県・教警 分科会	土 月 一般質問
6 木	日	水	木	金	月	水	木	木	木	木	火 (総務・医子 常任委員会)	火 予決(当初予算要求)
7 金	月	月 追加議案上程	木	火	火	木	火	木	火	木	火 (総務・医子 常任委員会)	水 (予決(総括質疑))
8 土	火	水 一般質問・質疑	土	木	水 議案質疑	金	木	火	木	火	火 (総務・医子 常任委員会)	月 (予決(総括質疑))
9 日	水	木 議運	木 予決(予算総括質疑)	火	木	火	木	火	木	火	火 (総務・医子 常任委員会)	水 (予決(総括質疑))
10 月 (成人の日)	木	金 (建国記念の日)	水 戰羅防県・医子 常任委員会	火	木	火	木	火	木	木	火 (スポーツの日)	土 月 (予決(総括質疑))
11 火	金	火 (建国記念の日)	木 戰羅防県・医子 常任委員会	火	木 代表者会議・議運	木 月 (予決(総括質疑))	木 (山の日)	木	木	火 (総務・医子 常任委員会)	火 予決(予備日)	日 月 (予決(総括質疑))
12 水 議運	土	火	水	火	木 代表者会議・議運	木 月 (予決(総括質疑))	木 (山の日)	木	木	火 (総務・医子 常任委員会)	火 予決(予備日)	火 月 (予決(総括質疑))
13 木	日	火	木	金	火	水	火	木	火	木	火 (総務・医子 常任委員会)	水 (予決(総括質疑))
14 金	土	火	木	金	火	水	火	木	火	木	火 (代表質問 予決(採決))	火 予決(採決)
15 土	火	水	木	火	木	火	木	火	木	火	火 (代表質問 予決(採決))	木 予決(採決)
16 日	水	木	火	木	火	水	火	木	火	木	火 (議案上程 予決(採決))	火 予決(採決)
17 月	木	火	木	火	木	火	木	火	木	火	火 (議案上程 予決(採決))	木 予決(採決)
18 火 開会	金 議案聴取会	火	木	火	木 代表者会議	木 月 (海の日)	木 (敬老の日)	木	火	木	火 (議案上程 予決(採決))	火 予決(採決)
19 水	土	火	木	火	木	火	木	火	木	火	火 (議案上程 予決(採決))	木 予決(採決)
20 木	日	火	水	火	木	火	水	木	火	木	火 (議案上程 予決(採決))	火 予決(採決)
21 金	月 (春分の日)	木	火	木	火	水	木	火	木	火	火 (議案上程 予決(採決))	水 月 (議案上程 予決(採決))
22 土	火	火 予決(採決)	金 全協(ビジョン等報告)	木	火 代表者会議	木 月 (予決(総括質疑))	木 月 (予決(総括質疑))	木 月 (予決(総括質疑))	木 月 (予決(総括質疑))	木 月 (予決(総括質疑))	木 月 (予決(総括質疑))	木 月 (予決(総括質疑))
23 日	水 (天皇誕生日)	木 代表質問・質疑	木 採決	火	木 代表者会議	木 月 (予決(総括質疑))	木 月 (予決(総括質疑))	木 月 (予決(総括質疑))	木 月 (予決(総括質疑))	木 月 (予決(総括質疑))	木 月 (予決(総括質疑))	木 月 (予決(総括質疑))
24 月	木	木 代表質問・質疑	木 採決	火	木 代表者会議	木 月 (予決(総括質疑))	木 月 (予決(総括質疑))	木 月 (予決(総括質疑))	木 月 (予決(総括質疑))	木 月 (予決(総括質疑))	木 月 (予決(総括質疑))	木 月 (予決(総括質疑))
25 火	金	木	木	火	木 代表者会議	木 月 (予決(総括質疑))	木 月 (予決(総括質疑))	木 月 (予決(総括質疑))	木 月 (予決(総括質疑))	木 月 (予決(総括質疑))	木 月 (予決(総括質疑))	木 月 (予決(総括質疑))
26 水	土	火	木	火	木	火	木	火	木	火	火 (定期監査基準) 予決(定期監査基準)	火 予決(定期監査基準)
27 木	日	水	木	火	木	火	木	火	木	火	火 (予決(定期監査基準))	木 予決(定期監査基準)
28 金	月 一般質問	木	木	火	木	火 予決(採決)	木 月 (予決(定期監査基準))	木 月 (予決(定期監査基準))	木 月 (予決(定期監査基準))	木 月 (予決(定期監査基準))	木 月 (予決(定期監査基準))	木 月 (予決(定期監査基準))
29 土	火	火	木	火	木	火 代表者会議・議運	木 月 (予決(定期監査基準))	木 月 (予決(定期監査基準))	木 月 (予決(定期監査基準))	木 月 (予決(定期監査基準))	木 月 (予決(定期監査基準))	木 月 (予決(定期監査基準))
30 日	水	木	木	火	木	火 採決	木 月 (予決(定期監査基準))	木 月 (予決(定期監査基準))	木 月 (予決(定期監査基準))	木 月 (予決(定期監査基準))	木 月 (予決(定期監査基準))	木 月 (予決(定期監査基準))
31 月	木	木	火 特別委(活動計画)	火	木	火 特別委(活動計画)	木 月 (予決(定期監査基準))	木 月 (予決(定期監査基準))	木 月 (予決(定期監査基準))	木 月 (予決(定期監査基準))	木 月 (予決(定期監査基準))	木 月 (予決(定期監査基準))

本会議開催日

会期日数 令和4年定期会

337日

(注)令和4年5月27日時点での年間議事予定のため、その後変更される場合があります。
最新の日程は三重県議会ホームページの「月別の日程」でご確認ください。

議決休会日

休日休会日

休日休会日